

令和8年度山形県洋上風力発電関連産業参入支援等事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、洋上風力発電関連産業への県内中小企業者の参入を支援するため、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）が第2条第1項第1号に規定する者をいう。以下同じ）が第3条に掲げる事業を実施する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、当該中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 洋上風力発電関連産業へ参入している又は参入を計画していること。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が自社の従業員に対して、洋上風力発電の建設工事、運転、保守管理、点検その他関連業務に必要な知識、技能及び資格を取得させることを目的として実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 国内外の研修機関等が実施する訓練、講習又は研修（以下「訓練等」という。）の受講
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
訓練等を受講するために必要となる経費（受講料、教材費、旅費及び宿泊費）	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は300千円のいずれか低い額（1補助事業者あたり）

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者概要書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 補助金所要額計算書（様式第3号）

- (4) 訓練等の受講内容及び経費の内訳が分かる書類
- (5) 訓練等を受講する従業員の雇用状況が確認できるものの写し
- (6) 納税証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、同一の補助事業者につき1回とする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増又は30%を超える減（減額が100千円以内の場合を除く。）
 - (2) 事業計画の重大な変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第4号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。
- 5 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は令和9年4月9日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 補助金精算額計算書（様式第3号）
- (3) 経費の支出を証する書類の写し
- (4) 修了証、資格を取得したことが分かる証明書等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が規則又はこの要綱に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月4日から施行する。